

別表1 対象とならない飲食店

<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊施設と一体となった飲食店 ・ テイクアウト（移動販売含む） ・ 店舗内において飲食サービスを提供しない飲食店 （弁当屋、仕出し料理店、宅配ピザ店、配食サービス、海の家、屋台等）
--

別表2 中小企業者等

<p>中小企業者等</p> <p>中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者、中小企業団体及びそれに準ずるものとして知事が特に支援が必要と認める団体をいう。</p>
--

< 1 > 中小企業者（中小企業支援法第2条第1項第1号及び第2号）

業種	中小企業者 （下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金の額 または出資の総額	常時使用する 従業員の数
製造業・建設業・運輸業その他の業種 （～を除く）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

< 2 > 政令で定める業種（中小企業支援法第2条第1項第3号）

	業種	資本金の額 または出資の総額	従業員の数
一	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円	900人
二	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
三	旅館業	5,000万円	200人

< 3 > 中小企業団体（中小企業支援法第2条第1項4号）

事業協同組合、協業組合、商店街振興組合等